

一般名処方について

当院では、院外処方箋発行の場合に一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師が医薬品の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを意味します。医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより、調剤薬局で患者様自身が先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック)の区別なく、有効成分や効能効果が同一の医薬品であれば自由に選んでいただけるようになります。

なお、一般名処方により、一部の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなり、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を図ることで、患者様の経済的負担の軽減にもつながります。

2026年6月

医療法人社団藤聖会 金沢メディカルステーションヴィーク

